

福岡女子大学附属図書館図書等管理要領

第1章 総則

- 第1 この要領は、福岡女子大学附属図書館規則（以下「規則」という。）第2条第3項の規定に基づき、福岡女子大学附属図書館（以下「図書館」という。）の利用等に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 第2 図書館を利用する者は、図書館の所管に属する図書等（以下「図書等」という。）の取扱いに当たり、最善の注意を払うとともに図書等の紛失又は破損の防止に努めなければならない。
- 第3 図書館は、図書等の適切な管理を図るため、毎年1回館長が定める時期に図書等の全部又は一部について整備、点検を行い、その結果を理事長に報告するものとする。
- 2 前項の整備・点検の方法は、別に定める。
- 第4 規則第6条第1項(4)の規定による許可を受けようとする者は、「福岡女子大学附属図書館利用申込書（様式第1号）」を提出しなければならない。
- 2 館長は、許可をした場合は、「附属図書館利用許可書（様式第2号）」（以下「許可書」という）と「FINEカード（様式第3号）」を交付する。
- 3 許可書又はFINEカードは、他人へ貸与又は譲渡してはならない。
- 4 許可書又はFINEカードを紛失したときは、速やかに「紛失届（様式第4号）」を提出しなければならない。
- 5 館長は、第4項の紛失届を受理したときは、許可書又はFINEカードの再交付を行うことができる。
- 6 紛失した許可書又はFINEカードが発見されたときは、当該許可書を館長に返納するものとする。
- 第5 図書等を紛失又は破損した者は、「紛失（破損）届（様式第5号）」を速やかに提出し、館長の指示に従わなければならない。
- 第6 図書館を利用しようとする者は、「福岡女子大学附属図書館利用申込書（一般）（様式第6号）」に必要事項を記入し、提出しなければならない。
- 2 館長は、許可をした場合は、「図書館利用カード（様式第7号）」を交付する。
- 3 図書館利用カードの取扱いについては、第4の第3項から第6項までの規定を準用する。
- 第7 図書館に入館しようとする者は、学生証、FINEカード及び図書館利用カードを係員に渡し、係員が「図書館利用者名簿（様式第8号）」に所要事項を記入するものとする。
- 2 学生証、FINEカード及び図書館利用カードは、図書館で保管し、当該学生又は学外利用者が図書館を退出するときに返還する。

第2章 図書等の館内利用

- 第8 図書等の複写を依頼しようとする者は、「図書館内複写申込書（様式第9号）」を提出するものとする。
- 2 館長は、複写を認めない場合は、その旨を依頼者に告げるものとする。

第3章 図書等の分置

第9 研究又は教育上特に必要があると認められる図書等は、教員の申し出により、学部の研究室または各教員の研究室に分置することができる。

ただし、図書等を分置する場合は、所定の分置簿（様式第10号）に記入するものとする。

2 分置期間は、原則として1年間とし、更新できるものとする。

3 第1項の規定により分置した図書等（以下「分置図書等」という。）は、規則第21条1項による研究室等の管理者が責任をもって保管し、利用するものとする。

第10 研究室等の管理者は、教職員又は学生から閲覧の申し出があったときは、支障のない限り分置した研究室等において分置図書等を閲覧させるものとする。

第11 館長は、分置図書等について定期的に点検し、保管の方法に関し指示することができる。

第12 教員が退職するときは、研究室等に配置している分置図書等をすみやかに図書館に返却しなければならない。

第4章 補則

第13 その他図書館の利用等に関し必要な事項は、館長が定める。

第14 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

福岡女子大学附属図書館の公開に関する要綱

平成5年7月20日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡女子大学附属図書館(以下「図書館」という。)に所蔵する図書(図書館規則第3条に定める図書。)を、図書館規則第2条第4項に基づき、県民等に公開することについて必要な事項を定めるものとする。

(利用資格及び目的)

第2条 次の各号に該当する者は、図書館を利用することができる。

- (1) 図書館が所蔵する資料を利用した学術研究、調査又は学習を目的とする者。なお利用は、館内閲覧及び文献複写とする。
- (2) 福岡女子大学附属図書館規則を遵守し、係員の指示に従って館内の規律を守れる者。

(公開日)

第3条 図書館は、次の各号を除き公開する。

- (1) 図書館規則第4条に定める定期休館日
- (2) その他館長が必要と認める期間

(利用時間)

第4条 図書館規則第5条に定める開館時間内とする。ただし、館長が必要と認める場合は、これを変更することができる。

(利用の申し込み)

第5条 図書館を利用し、閲覧を希望する者は、福岡女子大学附属図書館利用申込書(一般)(以下「申込書」という。)を提出しなければならない。

- 2 館長は、前項の申込書により、利用目的その他が適当と認めるときは、申込者に図書館利用カードを交付する。
- 3 図書館利用カードの有効期間は、作成日からその年度末までとする。

(その他)

第6条 この要綱について必要な事項は館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。